

京都市ウクライナ避難者生活支度金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロシアによる軍事的な影響により、ウクライナからの避難を余儀なくされた者の京都市での生活開始を支援するため、ウクライナ・キーウ京都市民ぐるみ受入支援ネットワーク事務局（以下「事務局」という。）が、財源の範囲内において支給する京都市ウクライナ避難者生活支度金（以下「生活支度金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 生活支度金は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「支給対象者」という。）が属する世帯（以下、「対象世帯」という。）に支給する。ただし、本要綱の趣旨を踏まえ、特段の事情がある者として事務局が支給の必要性を認めた者については、例外的に支給対象者とする。

- (1) 外務省がウクライナ全土の危険情報をレベル3に引き上げた令和4年1月24日以降に、ロシアによる軍事的な影響を受けウクライナから出国した者。
- (2) ウクライナを出国するまでに、ウクライナに居住していたと認められる者。
- (3) 支給時において、京都市内で今後概ね3カ月を超えて滞在すると認められる者。
- (4) 他地方自治体から、同趣旨の金銭的給付を受けていない者。
- (5) 国費外国人留学制度や大学の交換留学プログラム等を活用する等、留学を主な目的としていない者。

(生活支度金の額)

第3条 生活支度金の額は、対象世帯につき30万円とする。ただし、同一対象世帯内に支給対象者が複数存在する場合は、2人目以降の支給対象者1人につき10万円を加算する。

(支給決定等)

第4条 事務局は、原則、本人から提出されたパスポート等の書類を基に、支給対象者に該当するかを判断し、該当すると判断したときは、対象世帯ごとに支給金額を算定し、生活支度金の支給の可否を決定したうえで、結果を対象世帯に通知する。

(支給等)

第5条 事務局は、前条の規定により生活支度金の支給の決定を受けた対象世帯に対して、原則、現金により生活支度金を支給する。

- 2 生活支度金の支給は、対象世帯につき1回に限るものとする。ただし、対象世帯が生活支度金を受給した後、同一対象世帯内に新たに支給対象者が加わった場合は、1人につき10万円を加算する。
- 3 事務局が、生活支度金の増額変更を行った場合、既に生活支度金を受給している対象世帯については、支給済額との差額を追加支給するものとする。

(決定の取消し)

第6条 事務局は、対象世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、生活支度金の支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により生活支度金の支給を受けたとき。
- (2) 対象世帯が前条の規定に違反したと認められるとき。
- (3) その他事務局が適当でないとしたとき。

(生活支度金の返還)

第7条 事務局は、前条の規定により生活支度金の支給の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該生活支度金の支給の決定を取り消された対象世帯に対し、生活支度金の額の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附則

- 2 この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

附則

- 3 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

- 4 この要綱は、令和8年3月31日に、その効力を失う。ただし、戦況等の状況により、本要綱の趣旨を踏まえて特段の事情がある場合は、期間を延長できるものとする。

- 5 この要綱に定める生活支度金の支給は、ウクライナ・キーウ京都市民ぐるみ受入支援寄付金を財源としており、同寄付金が枯渇した際には支給されない。

附則

- 6 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

- 7 この要綱は、令和9年3月31日に、その効力を失う。ただし、戦況等の状況により、本要綱の趣旨を踏まえて特段の事情がある場合は、期間を延長できるものとする。